

令和6年度 介護支援専門員専門研修・更新研修【課程Ⅰ・Ⅱ】 開催要綱

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながら利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

また、本研修は、介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修（実務経験者向け）」を兼ねるものとします。（専門研修と更新研修の合同開催）

2 実施主体

社会福祉法人大分県社会福祉協議会（大分県社会福祉介護研修センター）

3 受講資格

介護支援専門員であって、次の（１）、（２）のいずれかに該当する者とします。

（１）「専門研修」として受講する者

現在、介護支援専門員として実務に従事している者で、令和8年1月以降に有効期間が満了する者とします。

（２）「更新研修」として受講する者

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験のある者で、引き続き実務に従事する又は実務に従事する予定がある等で有効期間を更新する必要のある者のうち、令和7年12月末までに有効期間が満了する者とします。なお、研修内容については専門研修と同じです。

※【上記（１）及び（２）の「実務」について】

この場合の「実務」とは、ケアプラン作成業務（介護予防を含む）を指します。事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

4 対象者

（１）専門・更新研修「課程Ⅰ（56時間）」

①専門研修として受講する者

前記3（１）の受講資格を満たす方で、令和6年5月1日現在において、就業後6ヵ月以上の者。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新時に「課程Ⅰ＋課程Ⅱ」または「課程Ⅱのみ」の受講で更新をされた方は受講不要です。

②更新研修として受講する者

前記3(2)の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を問わず、受講できます。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新時に「課程Ⅰ＋課程Ⅱ」または「課程Ⅱのみ」の受講で更新をされた方は受講不要です。

(2) 専門・更新研修「課程Ⅱ(32時間)」

①専門研修として受講する者

前記3(1)の受講資格を満たす方で、令和6年8月1日現在において、就業後3年以上の者。また、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方は、更新後3年以上経過していることが必要です。(課程Ⅰを修了していることが必要です。)

②更新研修として受講する者

前記3(2)の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を問わず、受講できます。(課程Ⅰを修了していることが必要です。)

5 開催日程・カリキュラム(別紙「研修日程」参照)

(1) 専門・更新研修「課程Ⅰ」(計10日間、56時間)

※事例の提出が必要です。詳細については、受講決定通知にてお知らせします。

(2) 専門・更新研修「課程Ⅱ」(計6日間、32時間)

別紙日程のいずれかの組(1～3組)を選択してください。

事例研究については、各自の事例を使用します。基本的にそれぞれの科目の内容に応じた事例(8類型の事例)を事前に提出していただきます。詳細については、受講決定通知にてお知らせします。

なお、現在実務に就いておらず事例(ケアプラン)の提出が難しい方につきましては、実務未経験者向け更新研修(11日間)の受講をおすすめします。(実務未経験者向け更新研修の詳細については、当センターのホームページで確認されるか当センターへお問い合わせください。)

6 修了評価(研修記録シートの作成と提出)

研修受講を効果的なものとするために、受講者自身が研修を通じて得たいこと(学習課題)を設定し、その達成状況を修了後に評価することを目的とした「研修記録シート」の作成と提出を通して、修了評価を行います。詳細については、受講決定通知にてお知らせします。

7 定員(予定)

(1) 課程Ⅰ(1組) 160名(専門課程 40名、更新課程 120名)

(2) 課程Ⅱ(3組) 390名(専門課程 各組30名、更新課程 各組100名)

※課程Ⅰ、課程Ⅱとも定員を超えた場合は更新者を優先します。

※集合研修の会場は大ホールを予定していますが、感染予防のため人数制限を行う場合があります。

8 研修場所

大分県社会福祉介護研修センター 3階大ホール（別紙案内図 参照）

（大分市明野東3丁目4番1号） TEL：097-552-6888 FAX：097-552-6868

9 受講申込

受講申込書（課程Ⅰ、課程Ⅱの両方を受講する場合、それぞれの申込書をご提出いただきます。）の各項目に記入し、必ず「介護支援専門員証の写し」を添付して、大分県社会福祉介護研修センター宛て郵送でお申し込みください。（FAXによる申し込みは無効です。）

受講方法（「集合研修」または「Web研修」）については、ご検討のうえお申し込みください。

※Web研修の方には、毎回の講義資料を各自印刷していただきます。

《 受講申込書 記入上の留意点 》

- (1) 課程Ⅱの組については、第3希望までご記入ください。ただし、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- (2) 受講決定後の組変更は、原則受け付けません。
- (3) 専門研修、更新研修で受講申込書が異なります。ご確認のうえご記入ください。
- (4) 毎年、更新研修の方で課程Ⅰの受講漏れがみられます。課程Ⅰを受講していない場合は更新できませんので、ご注意ください。
- (5) 更新研修は、有効期間満了日までに所定の科目を修了する必要があります。修了前に有効期限を過ぎた場合には、途中まで受講していた科目も無効となりますので、介護支援専門員証と有効期限満了日を必ずご確認ください。

1 0 受講申込締切日 **令和6年5月10日（金）必着**

1 1 受講料（お支払い方法や支払期限は、受講決定通知にてお知らせします。）

- (1) 「課程Ⅰ」 35,000円（テキスト、資料代を含む。）
- (2) 「課程Ⅱ」 23,000円（テキスト、資料代を含む。）

1 2 受講決定通知及び提出事例等について

県と協議のうえ、専門（更新）研修課程Ⅰについては5月下旬頃に、専門（更新）研修課程Ⅱについては6月中旬頃に、専門研修の方は所属事業所あてに、更新研修の方は個人住所あてに、当センターから受講可否決定通知書を郵送します。

この時期を過ぎても通知書が届かない場合は、恐れ入りますが、当センターの担当者までお問い合わせください。

※「提出事例」、「修了評価（研修記録シート）」、「受講料のお支払い」については、上記通知に同封してお知らせします。

1 3 研修受講における注意事項

- (1) 受講要件等について不正が発覚した場合は、その時点で受講決定もしくは、受講(修了)を取り消しとします。
- (2) 遅刻、欠席は原則として認められません。ただし、事情を確認し受講を認めることもありますので、必ず事前に電話連絡をお願いします。
- (3) 研修中は、当センターの許可を得ていない携帯電話の使用など研修内容と関係のない行為や研修の実施を妨げるような行為が認められ、講師やファシリテーター、当センターの注意に従わない場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
- (4) 研修中の撮影や録音、講義資料等の二次利用、研修に関する内容の SNS 等への投稿などの行為は禁止します。

1 4 研修修了証明書について

- (1) 研修日程の全てを修了した場合に、研修指定実施機関である社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長名の研修修了証明書を交付します。(この修了証明書は、介護支援専門員証の更新申請手続きに必要となりますので、大切に保管してください。)
- (2) 研修受講態度や提出物が著しく不良の場合は修了証の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

1 5 個人情報の取り扱い

- (1) 受講申込書等で取得した個人情報は、本研修の運営及び修了証明書発行以外には利用しません。また、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 研修により知り得た内容は、個人情報保護に留意し、第三者に口外しないでください。

1 6 その他

- (1) 昼食は各自で準備願います。なお、研修会場では、業者が食券(500円税込み)を受け付けていますので、ご希望の方は当日、お申し込みください。
- (2) 自然災害、または感染症の影響により、研修の開催が困難であると判断したときは、急遽、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、当センターホームページによりお知らせします。
- (3) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

1 7 お問い合わせ・お申し込み先

大分県社会福祉介護研修センター

担当：社会福祉研修部 出口・首藤

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号

TEL：097-552-6888 FAX：097-552-6868